

(質問) ヨーロッパ EU 向けに漆器の輸出を始めたいと考えています。EU での漆器の輸入関税率やその他留意すべき事項を教えてください。またヨーロッパ市場で漆器製品の販路を拡げるにはどうしたら良いか、木製・樹脂製それぞれの状況を踏まえたご提案をいただけますとありがとうございます。

(回答)

欧州向け漆器の輸入関税

漆器製品は素材によって統計品目番号 (HS コード) が異なります。

- ・**木製漆器の場合**：木製食器類の HS コード第 44 類 第 19 項 (木製の食卓用品及び台所用品) 第 01 号 (漆塗りのもの) : 44.19.010 に分類されます。EU でも HS コード 44.19 が適用され、基本関税率は約 3% 前後ですが、日・EU 経済連携協定 (EPA) が適用されるため、**実行税率は実質無税**となります。
- ・**樹脂製品 (合成漆器) の場合**：プラスチック素材の食器類は HS39.24.100 に分類され、基本税率は 6.5% (PP ポリプロピレン製) ~10% (PS ポリスチレン製) であり、EPA が適用されても木製よりも**高額**となります。

EU 向け漆器輸出で留意すべき事項

EU では食品に直接接触する器具や食器類は安全性規則の対象となり注意が必要です。漆器も食器として扱われるため、素材にかかわらず輸入時に安全性証明が求められます。

- ・**適合性宣言書 (Declaration of Compliance)**： 漆器が EU の食品接触材料規則 (Regulation (EC) No.1935/2004) に適合していることを証明する書面であり、輸入時に提示が求められます。食品と接触する全ての材料は「Food Contact Material (FCM)」と呼ばれ、包括的な安全基準が定められています。木製漆器、合成漆器ともに「食器」として FCM に該当します。要点は、人の健康を危険にさらさないこと、食品の味・匂い・外観を損なわないこと、食品成分に許容値以上の変化を与えないことです。
- ・**REACH 規制への適合**： 日本から EU に輸出する場合、化学物質の包括的規制である REACH (Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals) 規制及び、食品接触材料 FCM 規則に適合していることを証明しなければなりません。

EU 市場での漆器製品の販路拡大戦略

素材の独自性、デザイン、ライフスタイル提案を軸に、文化的価値と実用性を伝える「二元戦略」が有効です。

1. 木製漆器 (伝統工芸品としての訴求)

- ・**戦略**： 伝統工芸品としての文化的価値を前面に出し、高級食器/インテリアとして高級ギフト市場に展開。環境負荷の低さも訴求します。
- ・**製品開発**： 伝統的な形に限定せず、ヨーロッパの食文化やライフスタイルに馴染む製品 (例：モダンなサービングトレイ、装飾的なボックス、洋食器と組み合わせるプレートなど) の開発が重要です。

2. 合成漆器 (Made in Japan の高品質訴求)

- ・**市場背景**： 植民地時代に培われたライフスタイルにマッチしたベトナム製などの合成漆器が普及しており、競合を念頭に置く必要があります。
- ・**戦略**： 低価格品と差別化するため、「Made in Japan」の高品質 (高い耐久性、安全性、美しい仕上がり) を売りにします。
- ・**製品開発**： 既存の安価な輸入品と一線を画し、ヨーロッパのニーズを深く汲んだ製品開発 (例：食洗器対応、ヨーロッパのキッチンやテーブルに合うデザイン・カラー) により、実用的かつ高品質な日常使いの食器としての地位確立を目指します。

各国の主要展示会を活用した提案

EU 市場での認知度と販路拡大のため、以下の主要展示会を活用した戦略が有効です。

- フランス -

・パリ/メゾン・エ・オブジェ

高級ギフト・インテリア (木製)、高品質なモダン雑貨 (合成漆器) として提案。

・パリ/デザインウィーク

現代デザインの木製漆器、合成漆器の新コンセプト製品を提案。

- イタリア -

・ミラノ/サローネ

インテリアと食文化の融合として展示。

- ドイツ -

・フランクフルト/アンビエンテ

合成漆器の「Made in Japan」品質を訴求。

・ベルリン/エコフェア

木製漆器の環境負荷の低さを強調し、「サステナブルな食器」として訴求。